

『予決令第96条第1項の規定に基づく競争に参加する者を指名する場合の基準』

予決令第96条第1項（指名基準）、会計事務取扱規程第26条（指名基準に関する事務の委任）並びに会計事務取扱細則第25条（競争参加の資格及び指名基準）において定める基準とは、地方農政局建設工事等契約事務取扱要領（模範例）第32条に規定する以下の事項である。

「地方農政局建設工事等契約事務取扱要領（模範例）」〔抜粋〕

（指名基準）

第32条 契約担当官等は、有資格者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級に格付された者のうちから指名するものとする。

ただし、指名される者の2分の1を越えない範囲において、直近上位及び直近下位の等級の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。

2 前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮し、特定の者に偏らないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況
 - (3) 建設工事又は測量・建設コンサルタント等の成績
 - (4) 技術的適性
 - (5) 手持工事等の状況
 - (6) 地理的条件。ただし、特定調達契約に係るものにあつては、この限りでない。
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働福祉の状況
- 3 契約担当官等は、特に緊急なものであること、特別の技術を要すること、又は現に履行中の大規模工事に密接な関連を有する小規模工事を発注しようとする場合において、当該大規模工事を既に履行している者を選定する必要があること等の事由により第1項の規定によることが不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず競争に参加する者を指名することができる。
- 4 第18条の規定により新たに有資格者となった者については、「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る受注機会の確保を図るための取扱いについて」(平成11年1月29日付け11地第76条大臣官房地方課長通知)に基づく取扱いをするものとする。
- 5 グループ経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、グループ経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。
- 6 持株会社化経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、持株会社化経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。